

本事務連絡は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛に発出された「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて」（事務連絡）の内容について周知するものです。関係者に周知願います。

事務連絡

令和2年12月24日

都道府県・指定都市 文化行政主管部課長

文化庁政策課長

分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催については、「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（令和2年11月13日文化庁政策課事務連絡）において、来年2月末までの開催制限等について御連絡したところです。

この度、感染拡大地域等における催物の開催制限等の取扱いについて、12月23日に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて」（事務連絡）が発出されており、その内容をご参照ください。

本件について、域内の市区町村の文化担当部署、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いします。

（参考）

- ・感染拡大地域における催物の開催制限等について（令和2年12月23日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201223.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策分科会関連情報

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/yusikisyakaigi.html>

本件連絡先 文化庁政策課

電話：03-6734-2809（直通）

メール：s-kikaku@mext.go.jp

ステージⅢ相当の強い対策が必要な地域においては、対策実施後一定期間経過した段階で感染状況等を評価し、感染高止まり地域又は感染拡大継続地域と評価する場合は適切な対応を検討されたい。特に感染拡大継続地域は、人数上限を5,000人に戻すこと等を検討されたい。

事務連絡
令和2年12月23日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

1. 分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められており、第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」が示され、ステージⅢ相当の対策が必要な地域のうち、感染高止まり地域では、「イベント開催要件の厳格化（知事の判断）」、感染拡大継続地域では、「イベント開催要件の厳格化（目安を国より通知）」との考え方方が示されているところである。

また、9月11日付け事務連絡1.（3）③のとおり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した人数上限及び収容率要件の目安と異なる基準を設定しうることに留意することとされている。

営業時間短縮要請、外出自粛要請等、ステージⅢ相当の対策が必要な地域においては、対策実施後一定期間経過した段階で、感染状況を評価し、

- 感染が減少していると評価した地域においては、国の目安で運用することを基本とした上で、基本的な感染防止策の更なる徹底を要請するほか、仮にイベント制限を厳格化した場合には、各都道府県の感染状況や医療提供体制等を考慮し、必要に応じ、制限を維持すること等を検討されたい。
- 感染が高止まりしていると評価した地域においては、当該地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、基本的な感染防止策の更なる徹底を要請するほか、必要に応じ、国の目安より厳しい

基準を設定すること等、適切な対応を検討されたい。なお、本事務連絡に基づき、人数上限をどのように厳格化するか等、イベント開催制限の具体的な方法は、各都道府県の感染状況や医療提供体制を考慮し、各都道府県の判断に委ねることとする。

- 感染拡大が継続していると評価した地域においては、当該地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、9月18日以前の事務連絡で示した催物の開催制限（別紙）に準じ、人数上限を5,000人以下に引き下げる等の対応を検討されたい。
- 本事務連絡に基づき、イベント開催制限を厳格化する場合には、営業時間短縮要請、外出自粛要請等、ステージⅢ相当の対策と同一期間（対策が延長された場合はその延長期間）までに開催されるイベントを対象にすることを基本とすること。
- 本事務連絡に基づき、イベント開催制限を厳格化する場合には、新しい目安は、既存販売分に適用せず、かつ、新規販売停止まで一定の周知期間を設けることを基本とすること。

また、9月11日付け事務連絡1.（3）③のとおり、各都道府県においては、引き続き、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した人数上限の目安に加え、収容率要件の目安についても、上記の基準より厳しい基準を設定しうることに留意すること。

なお、関係各府省庁及び各都道府県においては、11月12日付け事務連絡2.（1）のとおり、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインの遵守徹底に向けた取組強化を図ることとされていることや、感染状況を分析し、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安を見直すこともあり得るので留意されたい。

2. 催物開催時及び催物前後における感染防止策の徹底について

イベントの開催に当たっては、催物開催時の感染リスクに加え、公共交通機関での密集や催物前後の会食等により、感染拡大リスクが高まる場合がある。また、昨今、会食の場で感染が広がるケース等が多く発生している。また、催物の開催制限を準用している施設を含め、例えば、音楽イベント、スポーツイベント、映画館などにおいて、開催時に、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインが実践されないこと等により、大規模なクラスター等が発生することも懸念される。

関係各府省庁及び各都道府県においては、年末年始の催物開催に当たっては、催物の開催制限を準用している施設を含め、施設管理者およびイベント主催者に対し、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインの徹底はもとより、開催時における感染防止策及び催物前後の感染防止

の注意喚起を促すこと。また、イベント参加者に対して、

- 混雑状況の周知、
- 駅の分散利用、
- 「5つの場面」の周知徹底、
- イベント前後の会食等は基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に感染が広がっている地域においては、感染防止のため、普段から会っている人、家族、親しい人と短時間で少人数で行うこと

など、具体的な感染防止策が徹底されるよう促すこと。

以上

(別紙)これまでのイベント開催制限の変遷(イベント開催制限の段階的緩和)

時期		収容率	人数上限	備考
5月25日～6月18日	屋内	50%以内	100人	
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人	(入退場管理できない催物) ・6/1以降、地域の行事等 (盆踊り等)は開催可 ・全国的・広域的な祭 り・花火大会等は慎重 に判断
6月19日～7月9日	屋内	50%以内	1000人	
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人	
7月10日～9月18日	屋内	50%以内	5000人	
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人	
9月19日～11月末 当面11月末	大声なし	100%以内(収容人数あり) 又は 密にならない程度の間隔(収容人数なし) ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会等	収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%	上記整理を維持
	大声あり	50%以内(収容人数あり) 又は 十分な人ととの間隔(1m)(収容人数なし) ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演競技、 公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント (注)食事を伴う催物は「大声あり」と同じ取扱い	収容人数10,000人以下 ⇒5,000人	
時期		収容率	人数上限	備考
感染状況を見つつ、 来年2月末まで 維持	大声なし	現状維持 (※)食事を伴うが発声のない催物(映画館等)は大声なしと取り扱う。	現状維持	上記整理を原則維持 ・入退場管理等ができる 花火大会、野外フェス 等は開催可能と明確化
	大声あり	現状維持	現状維持	

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。